入札上の注意事項

（最低制限価格設定用）

１　入札会場における注意事項

(1)　入札は入札参加者又はその代理人が出席して行い、郵送、電報、電送その他の方法による入札は認めないものとする。なお、原則として、入札会場には入札執行事務に関係のある職員を除き、他の者は入室できない。

(2)　入札参加者又はその代理人は、入札開始時刻後は入札会場に入場できない。また、特にやむを得ない事情があると認められる場合のほか、開札が終了するまで、退場することができない。

(3)　代理人による入札を行う場合には、代理人は、入札開始前に、入札会場において、入札権限に関する別添「委任状」を提出し、入札執行者の確認を受けなければならない。

(4)　入札会場において、次の各号の一に該当する者は、当該会場から退去させる。

ア　公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとした者。

イ　公正な価格を害し、又は、不正な利益を得るための連合をした者。

(5)　入札参加者又はその代理人は、本件委託業務に係る入札について２人以上の者の代理人となることはできない。また、他の入札参加者の代理人となることはできない。

２　入札の方法等

(1)　入札参加者又はその代理人は、愛媛県会計規則、入札説明書、契約書（案)、仕様書等を熟覧のうえ、入札しなければならない。この場合において、当該仕様書等について疑義がある場合は、入札説明書記載の方法で事前に質問をすることができる。ただし、入札後、仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(2)　入札書及び入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限るものとし、また入札金額は、日本国通貨による表示に限るものとする。

(3)　入札書に記載する金額は、アラビア数字を用いなければならない。

(4)　入札参加者又はその代理人は、書類の文字及び印影を、明瞭で、かつ消滅しない物で記載又は押印しなければならない。

(5)　入札参加者又はその代理人は、次の各号に掲げる事項を記載した入札書を提出しなければならない。この場合、愛媛県があらかじめ用意した入札書を使用することが出来る。

ア　委託業務名

イ　入札金額

ウ　入札参加者本人の住所、氏名（法人の場合は、名称又は商号及び代表者の職氏名。以下同じ。）及び押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）

エ　代理人が入札する場合は、入札参加者本人の住所、氏名、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印。

(6)　入札参加者の代理人は、委任状に、入札の際に代理人が使用する印鑑を押印すること。

(7)　入札書は、封入のうえ提出すること。

(8)　入札参加者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分に押印をしておかなければならない。ただし、金額部分の訂正は認めない。

(9)　提出した入札書及び委任状の返還、引換え、変更又は取消しをすることはできない。

(10)　入札執行者は、必要と認められるときは、当該入札の執行を中止し、若しくは取消し、又

は入札日時を延期することができる。

(11)　入札参加者又はその代理人の入札金額は、総価（当該委託業務に要する費用一切の諸経費を含めて入札金額を見積もるもの）とする。なお、消費税及び地方消費税相当額については、契約の際に別途加算するので、消費税及び地方消費税相当額を除いた金額を入札書に記載すること。

(12)　予定価格の制限内であって最低制限価格以上での入札がないときは、3回を限度として入札をするものとする。３回の入札をするもさらに落札者がないときは、２回を限度として見積に移行するものとする。

３　無効の入札書

次の各号の一に該当する入札書は、無効とする。この認定は、入札執行者が行い、入札参加者及びその代理人は、異議の申し立てができないものとする。

(1)　入札に参加する資格のない者又は代理権限がない者が入札したとき。

(2)　入札参加者又はその代理人が２以上の入札をしたとき。（関与した全ての入札が無効）

(3)　件名又は入札金額のないとき。

(4)　入札金額を訂正して入札したとき又は入札金額の記載が不明瞭なとき。

(5)　金額、記名、押印その他必要な記載事項を確認できないとき。

(6)　本人が入札する場合は、入札書に入札参加者本人の氏名及び押印のない又は判然としないとき。代理人が入札する場合は、入札書に入札参加者本人の氏名、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印のない又は判然としないとき。

(7)　委託業務等の名称に重大な誤りのあるとき。

(8)　入札者が連合して入札をしたと明らかに認められたとき。

(9)　入札者が入札に際して不正の行為をしたと明らかに認められたとき。

(10)　入札保証金を必要とする者で、その額が所定の額に達しないとき。

(11)　その他愛媛県会計規則又は入札に関する条件に違反したとき。

４　落札者の決定

(1)　<u>有効な入札書を提示した者であって、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の申込のうち、最低の価格で申込みをした者を契約の相手方とする。</u>

<u>最低制限価格を下回る入札が行われた場合は、当該入札をした者は落札者となれないこと。</u>

(2)　落札となるべき同価格の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、くじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係のない職員を入場させ、これに代わり、くじを引かせるものとする。

(3)　落札者を決定したときは、速やかに、落札者を決定したこと、落札者の氏名並びに落札金額を、落札者とされなかった入札者に、入札会場にて告知するものとする。

(4)　入札参加者及びその代理人は、入札後、入札手続、愛媛県会計規則、仕様書、契約条項等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(5)　入札参加者及びその代理人は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退できる。入札を辞退するときは、その旨を明記した入札書又は入札辞退書を、入札執行者に直接提出することにより、申し出るものとする。また、数回にわたり反復して行う入札において、前回辞退した入札参加者及びその代理人は、以降の入札には参加できない。

(6)　落札者が、指定の期日までに契約書の取りかわしをしないときは、落札の決定を取り消すものとする。